

令和8年6月3日  
総合教育政策局長決定

## 1. 趣旨

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成し、令和3年4月に公表した。また、令和8年3月には、社会情勢の変化等を踏まえて教材等の拡充・改訂を行った。

性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育として、「生命（いのち）の安全教育」は、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものであり、学校関係者による性犯罪等が社会問題となる中で、全国の教育委員会や学校等への普及啓発が必要な状況である。

本事業は、「生命（いのち）の安全教育」の普及啓発を進めるため、「生命（いのち）の安全教育」に取り組もうとする教育委員会や学校等が実施する教職員等を対象とした研修会等に、「生命（いのち）の安全教育推進アドバイザー（以下、「アドバイザー」という）」を派遣し、講演等を行うことで、「生命（いのち）の安全教育」の普及啓発を進めることを目的としたものである。

## 2. 委嘱

別紙のとおり、生命（いのち）の安全教育に関し、十分な知見を有する者をアドバイザーとして文部科学省が委嘱する。

## 3. 任期

承諾の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

## 4. 活動内容

- (1) 派遣要請のあった教育委員会や学校等、及び文部科学省が実施する研修会や講演会、会議等の普及啓発活動等で行う講演等
- (2) 生命（いのち）の安全教育に取り組む教育委員会や学校等に対する、授業の実施に係る指導助言等のアドバイザー
- (3) その他、生命（いのち）の安全教育の普及啓発のために必要な事項

## 5. 派遣の流れ

別に定める。

## 6. その他

- (1) 別紙のアドバイザーについては、本要綱に基づき、別途文部科学省から委嘱を行う。
- (2) アドバイザーの派遣に係る経費（諸謝金、旅費）は、原則として文部科学省が負担する。
- (3) アドバイザーが、活動中にアドバイザーとしてふさわしくない行為を行った場合は、委嘱を取り消すことがある。
- (4) 本件に係る庶務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課男女共同参画学習室において行う。

【別紙】

生命（いのち）の安全教育推進アドバイザー

坂井 由利子 国分寺市立第十小学校 校長

森本 晋也 岩手県立図書館 館長

渡邊 正樹 東京学芸大学 特任教授・名誉教授